

信用金庫をご利用のお客さまへ

ケガに備える「標準傷害保険」は、  
もしもの時の安心をお手頃な保険料でご提供します。

## 1 おすすめのポイント 補償充実



⇒いつでもどこでも  
さまざまな事故によるケガを補償

- 24時間、国内・国外を問わず、さまざまな事故によるケガを補償します。
- ケガによる入院、通院は1日目から補償します。
- ご契約タイプには「個人コース」の他に、ご夫婦そろってご契約いただける「夫婦コース」があります。
- 天災補償特約の自動付帯により、地震、噴火またはこれらによる津波によってケガをされたときにも保険金をお支払いします。
- 個人賠償責任補償特約（示談交渉サービス付帯）をセットすることにより自転車運転中の事故など、日常生活における賠償責任も補償します。**オプション** ▶裏面参照

## 2 おすすめのポイント 手続き簡単



⇒健康診断の告知不要!  
毎年自動更新!

- 保険料は年齢・職業・性別を問わず一律です。
- ご契約の際の健康診断の受診や健康状態の告知は必要ありません。
- 保険料はご指定の口座から引き落としさせていただきますので、お申込み時に現金を用意することなくご契約いただけます。
- 自動継続しますので、継続手続きは不要です。

※下記「自動継続について」の内容をご確認ください。

## 3 おすすめのポイント サポート充実



⇒専用電話受付で事故や契約概要をサポート

- もしも事故が起こったら… すみやかに取扱代理店もしくは下記までご連絡ください。

**24時間365日 事故受付コールセンター** 通話料無料 **0120-494-599**

- その他お問い合わせについて ご契約内容の照会・商品説明などは、下記にご確認ください。

通話料無料 **0120-284-506** 平日9:00~18:00

### ご加入 いただける方

- この保険に被保険者（保険の補償を受けられる方）としてご加入いただける方は、最初の保険期間の初日における年齢が**満79歳以下の方**に限ります。
- また、ご加入後にこの保険をご継続いただける方は、継続契約の保険期間の初日における年齢が**満84歳以下の方**に限ります。（保険期間の満了日時点で満85歳となっている場合は、自動継続できません。）

### 自動継続に ついて

ご加入後、保険期間の満了する日の内容で、毎年自動的にご契約が継続されます。保険料はご指定口座からの自動引き落としのため、継続手続きの手間はございません。

- 1 集団扱契約で「解除予告兼コンビニ払込票」にて保険料のお支払いがされた場合等、自動継続できないこともありますのでご注意ください。
- 2 保険期間の満了日の属する月の前月10日までに、ご契約者または共栄火災のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、原則として、保険期間の満了日の内容と同一の内容で毎年自動的に継続されます。継続を希望されない場合は、保険期間満了日の2か月前までに送付される「継続のご案内」に記載されている連絡先（金融機関コールセンター）へお電話いただくことにより、自動継続停止のお手続きが可能です。※通話料は無料です。
- 3 共栄火災が普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を保険期間の初日（始期日）とする自動継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることがあります。
- 4 継続前契約の保険金お支払状況のほか、継続時に一定の条件に合致する場合は、継続できないことや補償内容が継続前契約とは異なることがあります。
- 5 補償内容等の変更有無にかかわらず、保険期間満了日の2か月前までに「継続のご案内」により次のご契約についてご案内します。
- 6 保険期間の満了日時点で、満85歳となっている場合は、自動継続できません。（保険契約は終了とさせていただきます。）

お客さまに必要な補償とオプションを組み合わせることで、以下のパターンでご加入いただけます。

傷害プラン

弁護士費用補償プラン

傷害プラン + 弁護士費用補償プラン

左記のいずれかのプランにセット + 個人賠償責任補償

## 傷害プラン

### ケガをされたときの補償

#### 傷害死亡保険金

急激かつ偶然な外来の事故\*によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に保険金をお支払いします。

#### 傷害後遺障害保険金

急激かつ偶然な外来の事故\*によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。

脊柱の変形等に関する後遺障害等級限定(第3級以上)補償特約が付帯されます。

骨折などによって背骨(脊柱)に生じた後遺障害(脊柱の変形障害、脊柱の運動障害または神経系統の障害)に対しては、第3級以上(第1級~第3級)に該当した場合のみ、後遺障害保険金をお支払いする特約です。

(※)背骨(脊柱)以外に生じた後遺障害に対しては、第1級~第14級まで補償します。

#### 傷害入院保険金

急激かつ偶然な外来の事故\*によりケガをされ入院された場合、事故の日からその日を含めて1,000日目までの入院に対して保険金をお支払いします。

#### 傷害通院保険金

急激かつ偶然な外来の事故\*によりケガをされ通院された場合、事故の日からその日を含めて1,000日目までの通院に対して90日を限度に保険金をお支払いします。

#### 傷害手術保険金

急激かつ偶然な外来の事故\*によりケガをされ、その治療のため事故の日からその日を含めて1,000日以内に病院または診療所において手術を受けた場合に保険金をお支払いします。

#### 天災補償特約(自動セット)

## 弁護士費用補償プラン

### ケガをされたときの補償

ケガの補償内容は上記「傷害プラン」の「傷害死亡保険金」「傷害後遺障害保険金」と同一ですが保険金額が異なります。

#### 弁護士費用補償プランの補償対象

「被害事故」、「人格権侵害」、「労働関連」、「借地・借家」、「離婚調停」、「遺産分割調停」に関するトラブルで必要となる弁護士への相談、委任するための費用を補償します。

(※)自動車・原動機付自転車の所有、使用もしくは管理に起因する被害事故は補償対象外となります。

(※)「人格権侵害」および「離婚調停」に関するトラブルは、ご加入初年度の保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が開始しますので、それより前にこれらの原因事実が発生していた場合には、保険金をお支払いできません。

#### 保険金の種類

##### ① 弁護士相談費用保険金

弁護士へ法律相談を行うときに負担した費用に対して保険金をお支払いします。

##### ② 弁護士委任費用保険金(自己負担割合10%)

弁護士へトラブル解決の委任を行うときに負担した費用(着手金等)に対して保険金をお支払いします。

## オプション

### ごめんなさいで済まされないときの補償

#### 個人賠償責任保険金(賠償事故解決特約)

保険金額3億円

#### 賠償事故例

日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

#### 「個人賠償責任補償特約」への示談交渉サービス(示談代行)の自動付帯

本サービスは、被保険者(保険の補償を受けられる方)に代わって、保険会社が、解決に向けた交渉を行うサービスとなります。なお、示談交渉サービスは国内の事故に限ります。

#### サービス内容

- 示談交渉の進め方やその内容に関するご相談、示談書作成の援助等、示談交渉のお手直し
- 解決に向けた示談交渉(示談代行)\*

\*解決に向けた示談交渉は、被保険者(保険の補償を受けられる方)と被害者(相手方)の同意がある場合となります。



#### 「弁護士費用補償プラン」にご加入、または「個人賠償責任補償」をセットいただく際のご注意

被保険者ご本人やそのご家族の方が、他にも「個人賠償責任保険金」、「弁護士相談費用保険金」、「弁護士委任費用保険金」をお支払いする保険契約等にご加入されている場合、補償が重複します。補償が重複した場合、お客さまに以下のようなデメリットが生じます。

- ① 事故が生じたときには、それぞれの保険金額を合計した額まで補償されますが、必要な補償額を超えている可能性があります。
- ② ご契約に複数加入されていると、まとめて加入いただく場合よりも、保険料の合計が高くなる場合があります。

ご契約に際しては、他に加入されている保険契約等の補償内容も併せてご確認ください。

※急激かつ偶然な外来の事故とは…下記3項目を全て満たす場合をいいます。

- 急激性 = 突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
- 偶然性 = 事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
- 外来性 = 身体の外からの作用によるもの

<左記3項目に該当しない例>

日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性的関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛(反復性の原因によるもの)、疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象となりません。

(注)すでに存在していた身体の障害や病気(骨粗しょう症を含みます。)の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金(保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。)をお支払いします。(ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。)

このチラシは「標準傷害保険」の概要をご説明したものです。詳しい内容につきましては、「標準傷害保険」パンフレット(NC140003)で必ずご確認ください。なお、ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災までご照会ください。

<引受保険会社>

# 共栄火災海上保険株式会社

本社 / 〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

ホームページ <https://www.kyoeikasai.co.jp/>

<取扱代理店>